

産業廃棄物の適正処理について

大阪府 環境農林水産部

循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

目次

- 1 廃棄物の定義、廃棄物の種類
- 2 排出事業者の処理責任
- 3 自家処理の場合の遵守事項
- 4 委託処理の場合の遵守事項等
- 5 行政処分・罰則
- 6 その他の義務等
- 7 注意すべき事項

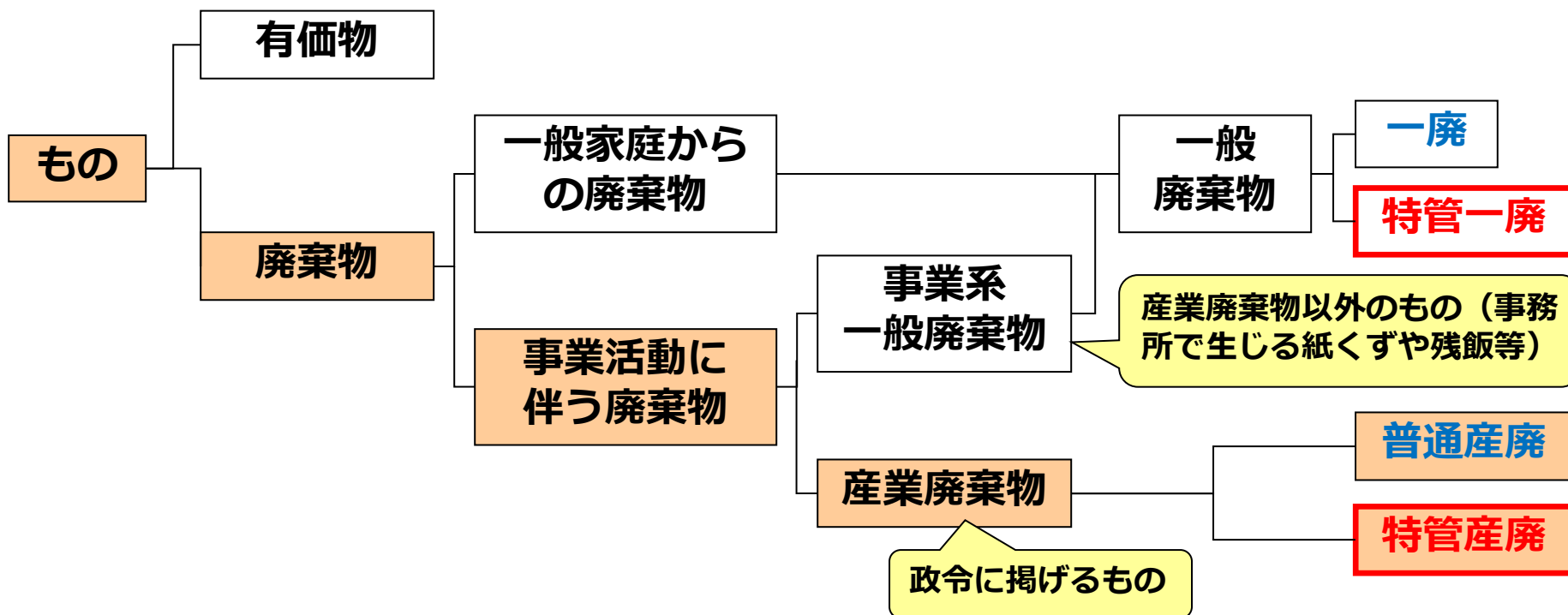
1 廃棄物の定義、廃棄物の種類

⇒しおり P.3~8

廃棄物の区分

⇒ しおり P.4

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の見扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。



Q 廃棄物か有価物かをどのようにして判断すればよいのか？

A 国が示す5つの判断要素で総合的に判断します。

- ① その物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常取扱形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思

有償譲渡であっても、客観的に①～⑤の判断要素で総合的に判断し、有価物と説明できなければ廃棄物になります。

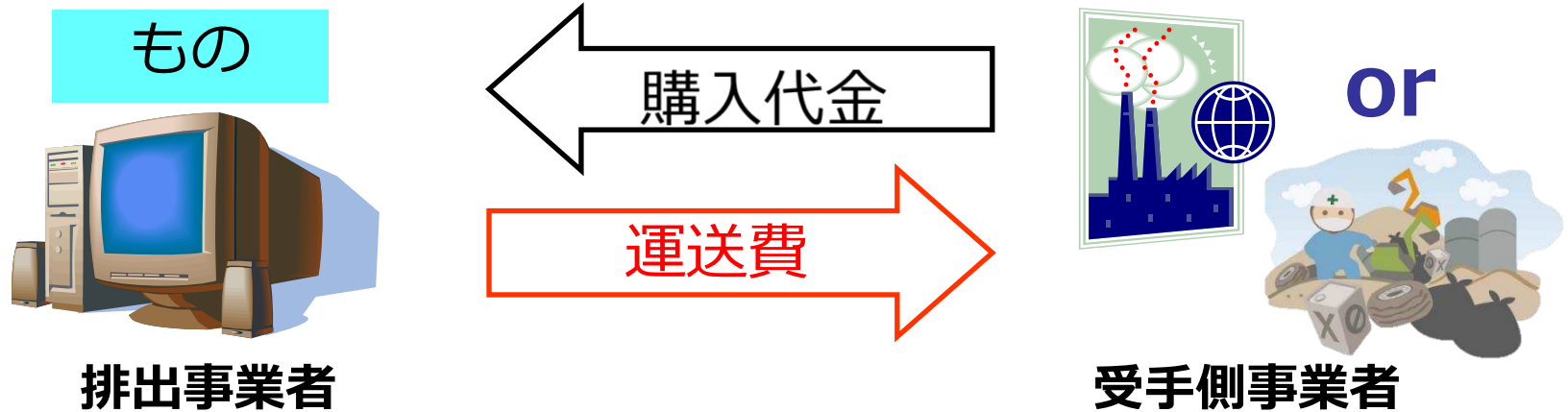
※ 「④取引価値の有無」とは…

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、

- ・ 名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと
- ・ 当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること
- ・ 当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること

廃棄物と有価物



- ① **運送費 (1,000円) > 購入代金 (300円)** ⇒ 廃棄物
② **運送費 (300円) < 購入代金 (1,000円)** ⇒ 有価物

Q 輸送費が売却代金を上回る場合は廃棄物になるか？

A 売却代金と運送費を相殺すると排出事業者側に経済的損失がある場合（いわゆる「手元マイナス」）は“廃棄物”に該当します。

受入側事業者における再生利用後に客観的に有償売却できる性状となった時点ではじめて廃棄物を「卒業」します。

※このページは、輸送費の取扱いに重点を置いて示したものです。実際には、前ページの5つの判断要素で総合的に判断します。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法及び政令で定められた20種類と輸入廃棄物をいいます。[法第2条第4項]

産業廃棄物の種類は、次のスライドに示すとおりであり、これらに該当しない廃棄物は「一般廃棄物」といいます。

なお、紙くず等の7種類については、特定の事業活動に伴うものののみ、「産業廃棄物」に該当し、その他の事業活動に伴うものは、「(事業系)一般廃棄物」となります。

例

- ・ 製紙工場から排出される紙くず → 産業廃棄物
- ・ 事務所から排出される紙くず → (事業系) 一般廃棄物
- ・ 食品製造業から排出される動植物性残さ → 産業廃棄物
- ・ レストランから排出される残飯類 → (事業系) 一般廃棄物

産業廃棄物の種類

⇒ しおり P.5

種 類	
1	燃え殻
2	汚 泥
3	廃 油
4	廃 酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	ゴムくず
8	金属くず
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
10	鋳さい

種 類	
11	がれき類
12	ばいじん
13	紙くず ★
14	木くず ★
15	繊維くず ★
16	動植物性残渣 ★
17	動物系固形不要物 ★
18	動物のふん尿 ★
19	動物の死体 ★
20	上記 1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

★印については業種の限定があり、その業種から排出された場合に産業廃棄物となります。

★印のないものは、例えば行政庁の事務所から排出されたものでも産業廃棄物となります。 8

産業廃棄物にかかる業種等の指定

★印の種類は、決められた業種から排出された場合、産業廃棄物になります。

産業廃棄物	業種等の指定
<p>紙くず★</p>	<p>◇建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ◇パルプ製造業 ◇紙製造業 ◇紙加工品製造業 ◇新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。） ◇出版業（印刷出版を行うものに限る。） ◇製本業 ◇印刷物加工業 ◇P C Bが塗布又は染み込んだもの</p>
<p>木くず★</p>	<p>◇建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ◇木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。） ◇パルプ製造業 ◇輸入木材の卸売業 ◇物品賃貸業に係るもの ◇貨物の流通のために使用したパレット （パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ◇P C Bが塗布又は染み込んだもの</p>
<p>繊維くず★</p>	<p>◇建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ◇繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。） ◇P C Bが塗布又は染み込んだもの</p>
<p>動植物性残さ★</p>	<p>◇食料品製造業（原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物） ◇飲料・飼料・有機質肥料製造業 ◇医薬品製造業（原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物） ◇香料製造業（原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）</p>
<p>動物系 固形不要物★</p>	<p>◇と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物 ◇食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物</p>
<p>動物のふん尿 動物の死体★</p>	<p>◇畜産農業</p>

行政庁の事務所から出る紙くずは業種限定に該当しないので、「一般廃棄物」になります。

飲食店の厨房から出る食品くずは業種限定に該当しないため、産業廃棄物の動植物性残さではなく「一般廃棄物」になります。

特別管理産業廃棄物の種類

⇒ しおり P.6,7

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状のもので政令で定めるもの。

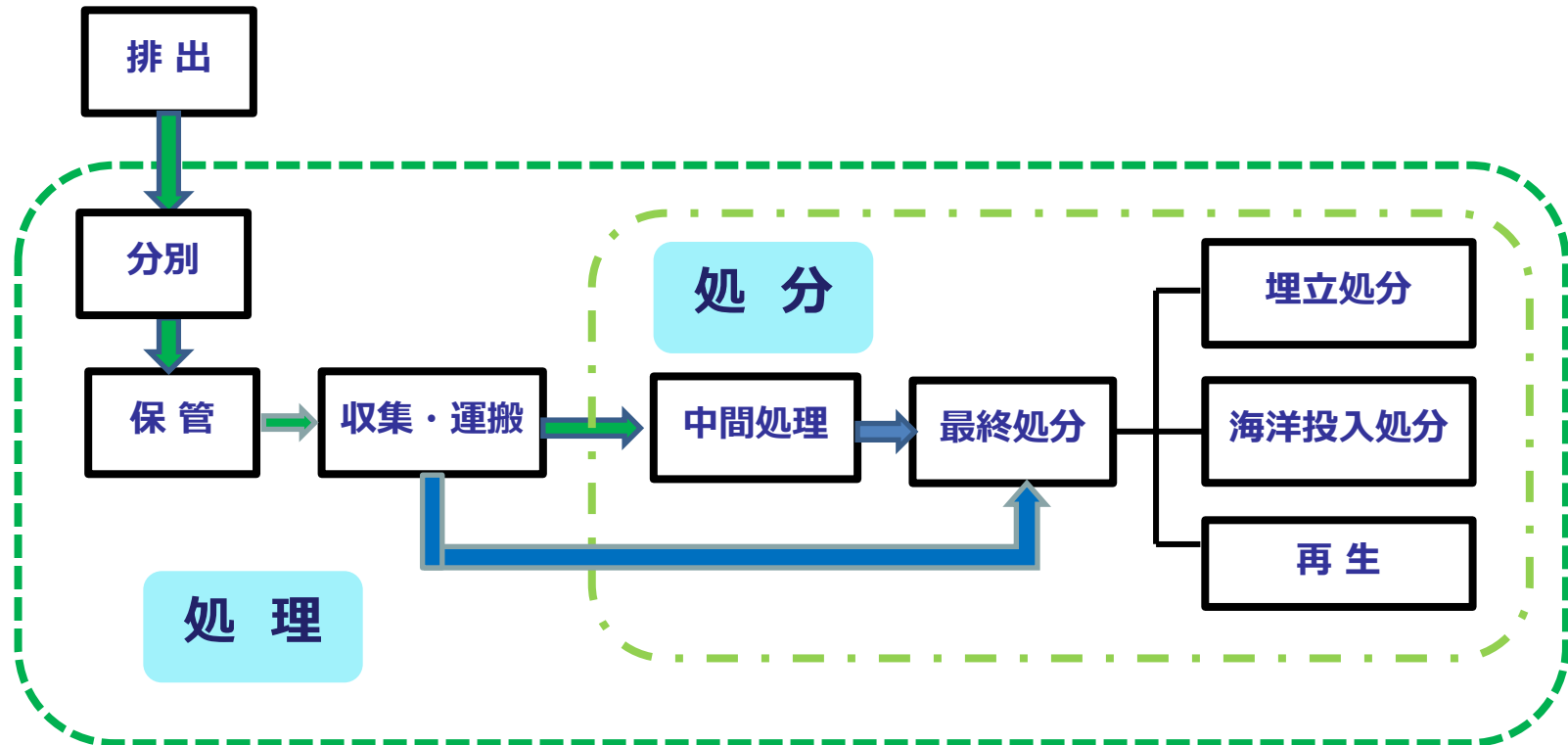
引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの；引火点おおむね70℃未満）	
腐食性廃酸	pH2.0以下のもの（著しい腐食性を有するもの）	
腐食性廃アルカリ	pH12.5以上のもの（著しい腐食性を有するもの）	
感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物（おそれも含む）	
特定有害産業廃棄物	PCB廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
	廃水銀等	施設（※）において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 （※）水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設その他16施設
	廃水銀等を処分するために処理したもの	廃水銀等を処分するために処理したものであって環境省令で定める基準に適合しないもの
	指定下水汚泥等	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥及びそれを処分するために処理したもの
	廃石綿等	廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業により生じたもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設等が設置されている事業場において生じたものであって、飛散するおそれがあるもの
	鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、上記のもの及び下記の廃油を処分するために処理したもの	施行令で定める施設において生じたもの（鉱さいを除く）であって有害物質の判定基準に適合しないもの 燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ等のダイオキシン類に係る判定基準（含有試験の結果）に適合しないもの
	廃油（廃溶剤に限る）	施行令で定める施設で生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン

以下のものは、廃棄物処理法上、廃棄物ではありません。

- ◇放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ◇**気体状**のもの
- ◇港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂
その他これに類するもの (**浚渫土砂**)
- ◇漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物
等であって、当該漁業活動を行った現場付近
において排出したもの
- ◇**土砂**及びもっぱら土地造成の目的となる**土砂**
に準ずるもの

2 排出事業者の処理責任

⇒しおり P.1,2



産業廃棄物を処理・処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された「**処理基準**」、「**保管基準**」を遵守するとともに、**処理施設の設置には処理能力等により許可が必要**です。

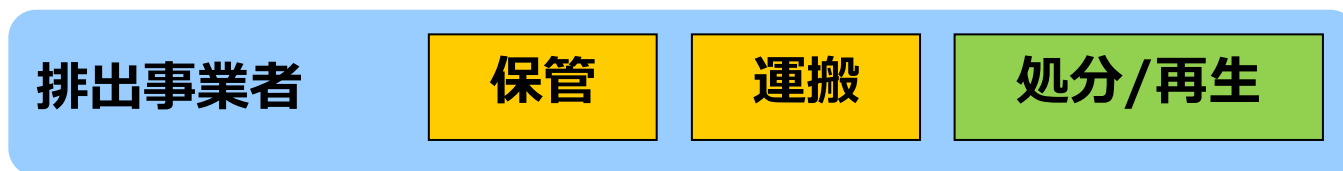
排出事業者の処理責任

⇒ しおり P.1,2

【法第3条、第11条第1項】

○排出事業者は自らの責任において、適正に処理する義務がある。

①自家処理・・・排出事業者が自ら産業廃棄物の運搬・処分を処理基準に基づき行うこと。



②委託処理・・・排出事業者が産業廃棄物収集運搬業者・処分業者に委託する場合、委託基準に基づき委託。

一般的に委託
処理が多い



※注 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の排出事業者は、原則『元請業者』です。

排出事業者の処理責任

次の行為で発生する廃棄物の排出者は誰か？

①建設工事（廃棄物処理法第21条の3第1項に規定）

→工事の元請業者⇒しおり P.44

②設備のメンテナンス（①の建設工事に該当しないもの）

→メンテナンス業者

または 設備やビルを支配管理する者

（契約において責任の所在をはっきりさせておくことが望ましい）

③清掃業務（道路、廃水処理設備等）

→道路、設備を管理している者

（府HP：産業廃棄物排出事業者のためのFAQより）

Q 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か
発注した道路管理者か？

A 道路管理者が排出事業者となります。

清掃業務において生ずる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、**清掃委託をした事業者（道路管理者）**が排出事業者となります

排出事業者の処理責任

清掃委託業務に廃棄物処理業務を含めると…

→委託基準違反になる可能性があります！

※清掃委託業務に併せて廃棄物処理業務も委託するならば、清掃業者が廃棄物処理の許可を持ち、別途産業廃棄物処理の委託契約を結ぶ必要があります。

(法第3条第1項)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(法第11条第1項)

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(法第12条第5項)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(法第12条第6項)

事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

廃棄物処理委託は再委託が可能？

→ **原則禁止**です。

※ただし、運搬車の故障（運搬の再委託）や処理施設の定期修理（処分の再委託）などの場合に、再委託の基準に従った再委託は一度だけ認められています。

（法第14条第16項）

産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

なぜ再委託はいけないのか？

→委託した処理業者が再委託することによって、**処理責任の所在があいまい**になり、不適正処理につながるおそれがあるため。

※例えば、府が委託した廃棄物が再委託され、再委託された業者が不法投棄等を行った場合、排出者である府にもその責任が及ぶことがあります。

※また、定められた例外に該当しなければ、委託基準違反になります。

3 自家処理の場合の遵守事項

⇒しおり P.21～

遵守事項

保管の基準 ⇒しおり P.22~

- ・ 囲い ・ 掲示板 ・ 積み上げ高さ ・ 飛散防止等
- 蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）は分けて保管すること！

【掲示板の要件】

- ① 60cm×60cm以上であること
- ② 次の事項を表示していること
 - ア：廃棄物の保管場所である旨
 - イ：保管する産業廃棄物の種類
 - ウ：保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先（管理担当部署名、電話番号）
 - エ：最大積み上げ高さ（屋外において容器を用いずに保管する場合に限る）

掲示板の例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名	株式会社〇〇工業代表取締役 大阪太郎
本社所在地	〇〇市△△区□□町1-2-3
責任者氏名	管理部 大阪 次郎
連絡先電話番号	TEL 06-xxxx-xxxx
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
最大保管高さ	1.8m

60 cm 以上

60 cm 以上

<自社内処理の場合>

運搬の基準 ⇒しおり P.24~

- ・ 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止等（梱包、容器に格納、シートがけ等）
- ・ 車への表示義務
- ・ 書類の携帯義務

処理の基準 ⇒しおり P.27~

- ・ 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止等
- ・ 処理方法や産業廃棄物の種類により処理基準がある。

（例：石綿含有産業廃棄物・・・収集運搬のため必要な場合以外、破碎切断の禁止）

産業廃棄物の自ら保管に係る届出

⇒しおり P.69,70

○建設工事で排出した産業廃棄物を工事現場外において一定規模以上の面積で自ら保管を行う場合、廃掃法に基づく届出が必要。（工場、事務所から排出したものは対象外）
（法第12条第3・4項、第12条の2第3・4項）

○排出した産業廃棄物を事業場の外において一定規模以上の面積で自ら保管を行う場合、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の各条例に基づく届出が必要。（工場、事務所から排出したのも対象）

【法、条例の届出対象面積】

保管場所の面積等	法に基づく届出	条例に基づく届出
①保管の用に供される場所の面積が300㎡以上※1	必要	必要
②保管を行う事業場の敷地等の面積※2が300㎡以上※3であり、保管の用に供される場所の面積が300㎡未満	不要	必要
保管を行う事業場の敷地等の面積が300㎡未満※3	不要	不要

※1 法に基づく届出内容と条例に基づく届出内容が違うため、両方の届出を行う必要があります。

※2 産業廃棄物の保管を行う事業場の面積とは、廃棄物を保管している敷地にある事務所、駐車場など届出者に使用権限のある敷地を含む面積です。

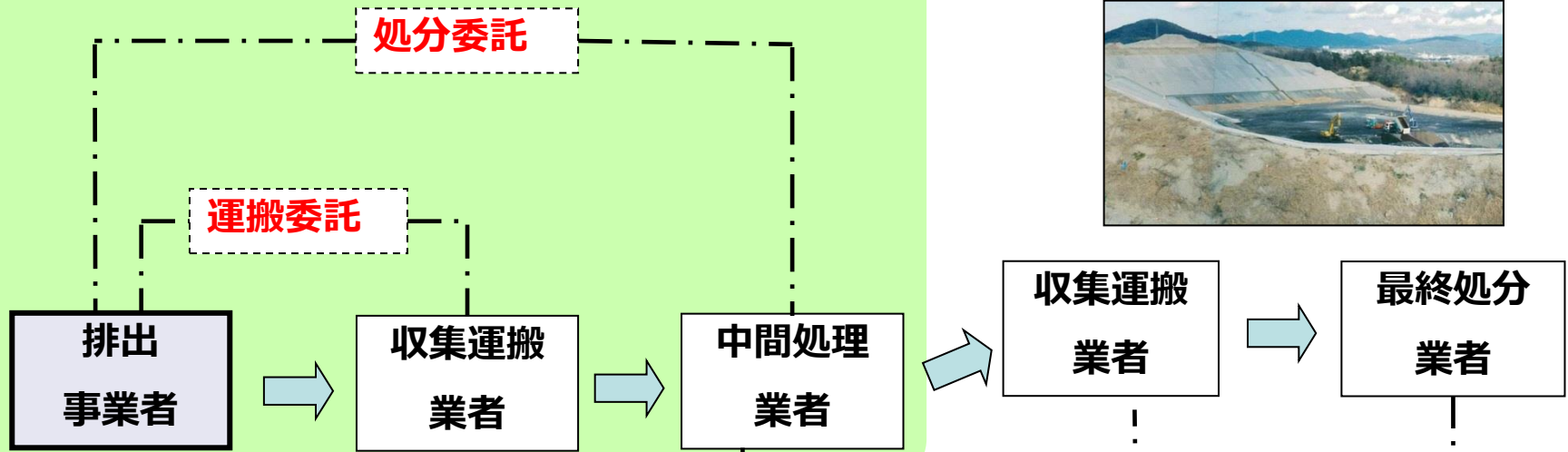
※3 大阪市の場合、保管を行う事業場の面積が200㎡以上が届出対象となります。

4 委託処理の場合の遵守事項等

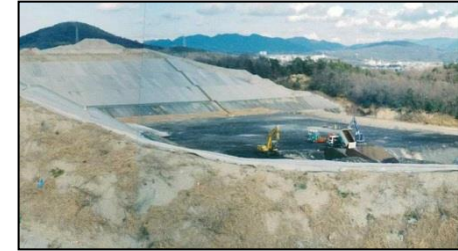
⇒しおり P.9～

産業廃棄物の委託の流れ

《排出事業者からの委託の流れ》



最終処分場



収集運搬業者

最終処分業者

〔廃棄物の流れ〕

運搬委託

《中間処理業者からの委託の流れ》

最終処分委託

委託のポイント

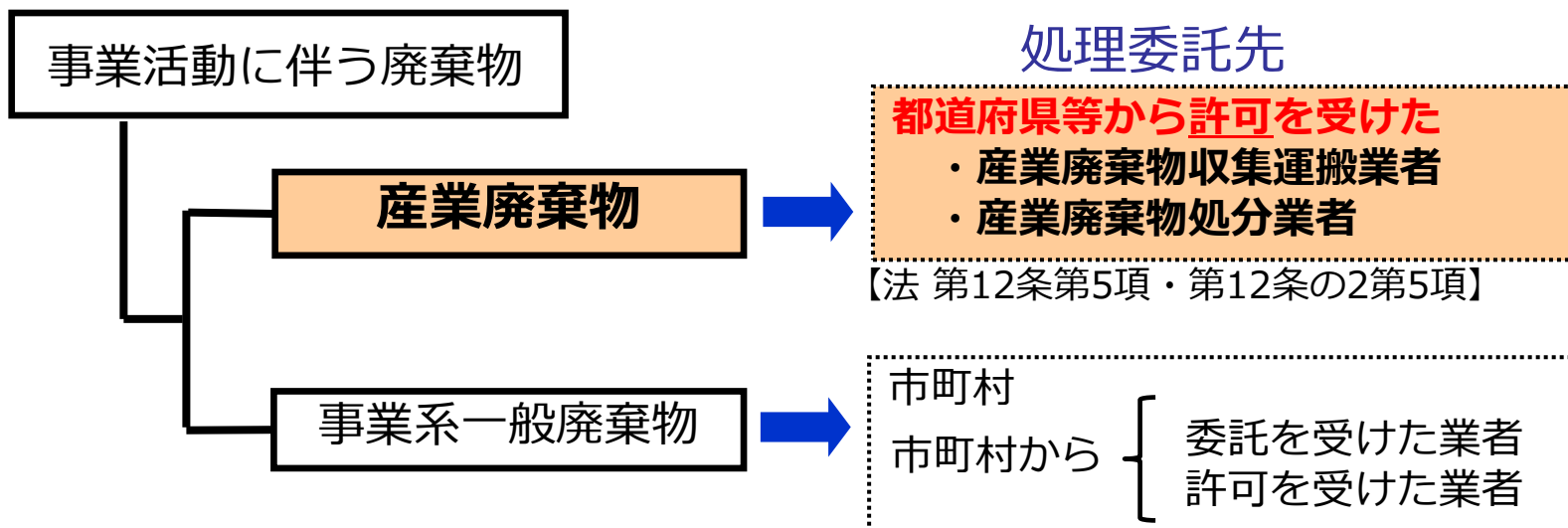
1. 委託業者の選定
2. 契約書の作成
3. マニフェストの交付及び管理

中間処理施設



処理委託先の選定

⇒ しおり P.9



以下は**不適正な行為**にあたります！

☆許可がない業者から比較見積を取る。

☆（処分業の許可のない）収集運搬業者に処分を含めた見積を取る。

●運搬の委託

「**積み込む場所**」と「**積み下ろす場所**」を所管する都道府県又は政令市の許可

（積替え保管する場合は、積替え保管場所を所管する都道府県又は政令市の許可）

→想定されるルートから、必要な許可を確認！

●処分の委託

「**処理施設の設置場所**」を所管する都道府県又は政令市の許可

※許可証を入手して、委託しようとする**産業廃棄物の種類**や**処分方法等**が**許可**されているか。
また、**有効期限内**にあることを確認してください！

許可業者以外に産廃の運搬・処分を委託できる者

【施行規則第8条の2の8】 【施行規則第8条の3】

- ◇専ら再生利用の目的となる産業廃棄物〔古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維〕のみの収集・運搬・処分を業として行う者
- ◇産業廃棄物の処理をその事務とする
 - ・市町村又は都道府県
- ◇環境大臣による認定を受けた者
 - ・再生利用認定
 - ・広域処理認定
 - ・無害化処理認定
 - など

許可業者以外に特管産廃の処理を委託できる者

【施行規則第8条の14】 【施行規則第8条の15】

- ◇産業廃棄物の処理をその事務とする
 - ・市町村又は都道府県
- ◇環境大臣による認定を受けた者
 - ・広域処理認定
 - ・無害化処理認定
 - など

【法第12条第6項・法第12条の2第6項】

委託契約には、**政令で定められた事項が記載された契約書**により行い、契約の終了の日から**5年間保存**すること。

- ① **収集運搬業者、処分業者の「それぞれ」と書面で契約すること。**
(2者契約)

※ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一本の契約で差し支えない。

- ★産廃委託に関しては、**少額であっても書面での契約が必要です。**
- ★収集運搬業者に**処分業者への委託を依頼してはいけません。**

この2点は
監査でよく
指摘される
事項です。

- ② **委託契約書には、委託できる者の許可証の写し等を添付すること。**

- ★契約書雛形において、**自動更新条項**を選択しないようご注意ください！

契約書（参考例） は しおり P.57～64 資料 7 に掲載

● 運搬・処分共通の契約書記載事項

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託契約の有効期間
- ③ 委託者が受託者に支払う料金（処理料金）
- ④ 処理業者の事業の範囲
- ⑤ 委託する産業廃棄物を適正に処理するために必要な情報
 - ・ 性状、荷姿
 - ・ 腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
 - ・ 他の産業廃棄物と混合した場合の支障等
 - ・ JIS C0950号に規定する有害物質の含有マーク表示に関する事項
 - ・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係る記載
 - ・ その他処理する際の注意事項
- ⑥ ⑤の情報に変更があった場合の情報伝達方法
- ⑦ 受託業務(運搬又は処分) 終了時の報告に関する事項
- ⑧ 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項

契約書記載事項②

●運搬に係る契約書記載事項

- ⑨ **運搬先の施設所在地**
- ⑩ **積替えを含む運搬の委託契約を行う場合は、積替え場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限**
- ⑪ **安定型産業廃棄物の積替えを含む運搬の委託契約を行う場合は、当該産業廃棄物の混合を認めるか否かの事項**

●処分に係る契約書記載事項

- ⑨ **「処分又は再生の場所の所在地」、「処分又は再生の方法」、「処分又は再生に係る施設の処理能力」**
- ⑩ **処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入されたものであるときは、その旨**
- ⑪ **中間処理を委託する時は、「最終処分の場所の所在地」、「最終処分の方法」、「最終処分に係る施設の処理能力」**

※**特別管理産業廃棄物の処理委託に係る通知事項**

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託する際には、受託者に対し、あらかじめ、**特別管理産業廃棄物の「種類」「数量」「性状」「荷姿」「取り扱う際に注意すべき事項」**を文書で通知し、適正に処理できることの確認を行ってください。また、交付した文書は契約書と併せて保管してください。

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」 平成25年6月改訂

排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報提供の望ましいあり方を示すガイドライン

- ① 作成年月日
- ② 排出事業者名称
- ③ 廃棄物の名称
- ④ 廃棄物の組成・成分情報
- ⑤ 廃棄物の種類
- ⑥ 特定有害物質
- ⑦ PRTR対象物質
- ⑧ 水道水源における消毒副生成物前駆物質
- ⑨ その他含有物質
- ⑩ 廃棄物の有害特性
- ⑪ 廃棄物の物理的・化学的性状
- ⑫ 品質安定性
- ⑬ 関連法規
- ⑭ 廃棄物の荷姿
- ⑮ 廃棄物の排出頻度・数量
- ⑯ 特別注意事項
- ⑰ その他の情報（サンプル等提供、発生工程等）

マニフェストの交付等の義務

⇒ しおり P.15~17

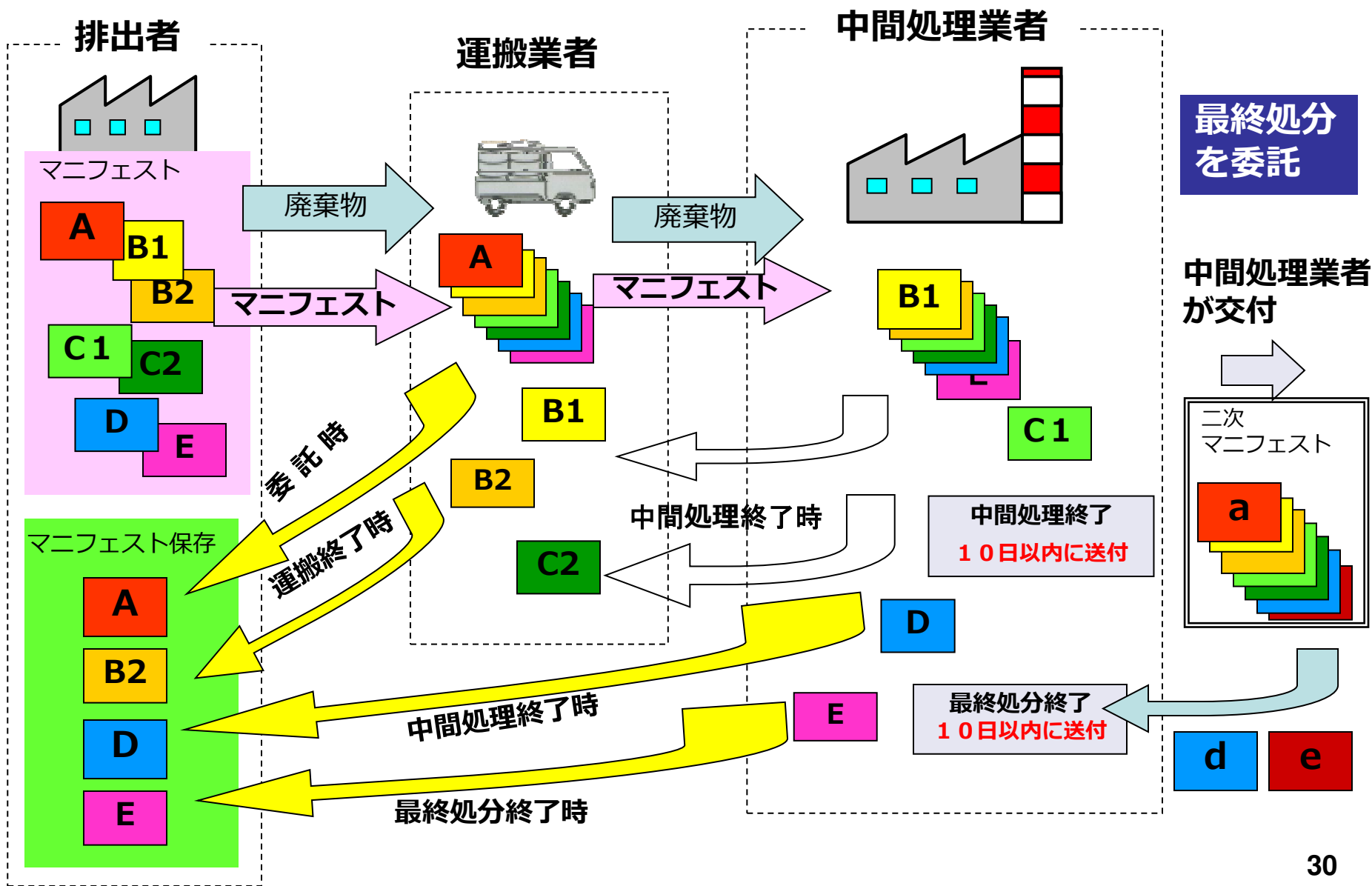
- 排出事業者は、産業廃棄物を委託業者に引渡しと同時に必要事項を記載したマニフェストを交付しなければなりません。【法 第12条の3 第1項】
- B2票、D票、E票の返送の確認の実施【法 第12条の3 第6項】
- 運搬及び処分が終了したマニフェスト A票、B2票、D票、E票は5年間の保存【法 第12条の3 第6項】

※最終的に排出者には、A票・B2票・D票・E票の4枚が戻ってきます。（次のスライドのの部分）

- A票・・・収集運搬もしくは処分を委託した控え
（収集運搬を委託した場合は、収集運搬業者から返却）
（処分のみ委託した場合は、処分業者から返却）
- B2票・・・収集運搬の終了報告（収集運搬業者から返却）
- D票・・・処分の終了報告（処分業者から返却）
- E票 最終処分の終了報告（処分業者から返却）

マニフェストの流れ

⇒ しおり P.16



マニフェストへの記載項目

7枚綴りの複写式伝票

排出事業者が記載

交付日

事業者名
所在地

廃棄物の種類

最終処分
予定地

運搬業者名

処分業者名

交付担当者

排出場所

廃棄物の
委託量

廃棄物の
処分方法

運搬先

この部分は排出者が全て記入して、委託業者に交付します。

照合確認

マニフェストの返送確認

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	20689
事業者 (排出者)	氏名又は名称		
	住所 千	電話番号	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス、陶磁器	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん	
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不	
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称		
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		
最終処分の場所	名称 / 所在地 / 電話番号		
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		
運搬受託者	氏名又は名称		
	住所 千	電話番号	
処分受託者	氏名又は名称		
	住所 千	電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印	運搬終了年月日 平成 年 月 日
	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印	処分終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称 / 所在地 / 電話番号		(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)
	発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会		

運搬	終了年月日 平成 年 月 日	数量(及び単位) 有価物拾集量
処分	終了年月日 平成 年 月 日	最終処分 終了年月日 平成 年 月 日

照合確認

B2票 令和2年5月18日
D 票 令和2年5月20日
E 票 令和2年5月22日

返送されたB2、D、Eを照合して受領日を記載

- ① B2票又はD票が交付から90日を過ぎても返送されない場合
※ 特別管理産業廃棄物の場合は60日
- ② E票が180日を過ぎても返送されない場合
- ③ 必要事項が未記載の B2票、D票、E票の送付を受けたとき
- ④ 虚偽の記載のある B2票、D票、E票の送付を受けたとき

マニフェスト交付者は、上記に該当したときは、運搬・処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去のために必要な措置を講じ、30日以内に知事（又は政令市長）へ措置内容等報告書を提出する必要があります。

次の者に委託する場合

【施行規則第8条の19】

- ◇専ら再生利用の目的となる産業廃棄物〔古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維〕のみの収集・運搬・処分を業として行う者
- ◇産業廃棄物の処理をその事務とする
 - ・市町村又は都道府県
- ◇環境大臣による認定を受けた者
 - ・再生利用認定
 - ・広域処理認定など

【法第12条の3第7項】

毎年、**6月30日**までに**前年度**のマニフェストの交付状況について所管行政庁に報告しなければなりません。

- 対象事業者 : **全ての**マニフェスト交付者
(電子マニフェストを活用している場合は不要)
- 対象廃棄物 : 全ての産業廃棄物
- 提出期限 : **毎年6月30日**
- 報告事項 : 事業場ごと(※)の前年度のマニフェスト
交付実績
産業廃棄物の種類、マニフェストの公布枚数、
排出量、運搬受託者、運搬先、処分受託者、
処分場所等

マニフェスト交付等状況報告

⇒ しおり P.65

当該様式は大阪府様式です、法定様式と一部異なります。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度） 年 月 日

大阪府知事 殿
（大阪府泉州農と緑の総合事務所長）
（市長）

報告者
住 所
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称					業種及びコード				
事業場の所在地					電話番号		担当者名		
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード

備 考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格A列4番)

担当者名

コード記入欄

○様式・記入例等のダウンロード

大阪府 マニフェスト報告

検索 

【法 第14条第13項・第14条の4第13項】

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、排出事業者に、事由が生じた日から10日以内に、書面により通知しなければなりません。

※困難となる事由

- ◇処理施設の破損その他の事故発生による保管上限到達
- ◇事業の廃止
- ◇施設の休廃止
- ◇埋立終了(最終処分)
- ◇欠格要件該当
- ◇行政処分

【法第12条の3第8項、施行規則第8条の29】

適正処理困難の通知を受けた**排出事業者**は、速やかに処理の**状況を把握**し、**適切な措置**（生活環境の保全上の支障の除去等）を講ずる。
また、マニフェストの返送を受けていない場合は、通知を受けた日から30日以内に、**措置内容等報告書**を知事（又は政令市長）に提出しなければなりません。

委託処理の場合の遵守事項（まとめ）

○運搬・処分は許可を受けた業者に！ ⇒しおり P.9～10

- ・ 積み込み場所、積み卸し場所の許可（運搬）、施設所在地の許可（処分）
- ・ 許可の有効期限内にあるかどうか ・ 品目が含まれているか など

○委託は書面で個々に契約を！ ⇒しおり P.12～13

- ・ 2者間契約 ・ 必要な事項を漏れなく
- ・ 契約書の保存（契約終了から5年） ・ 許可証（写し）添付

○マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付・返送確認・保存を！ ⇒しおり P.15～19

- ・ 産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付

<ポイント>

- ①産業廃棄物の種類ごとに交付 ②運搬先ごとに交付
- ③記載事項と相違がないか、記載漏れがないか

- ・ 規定された期間内※にマニフェストが返送されるか等確認
- ・ A、B2、D、E票を5年間保存

※B2、D票 90日（特管60日）以内、E票 180日以内

規定の期日内に返送されない場合・虚偽記載・記載事項不備があれば、「措置内容等報告書」の提出が必要です。

委託処理にあたっての留意点

適正な処理の確保のため

許可業者との処理委託契約、
マニフェストの適正管理に加えて

以下の点についてもご留意ください！

- 適正な処理料金を負担してください
複数業者から見積りを取り、適正な処理料金について検討してください。
- 排出事業者は「収集運搬業者」と「処分業者」にそれぞれ支払うことが望ましい
- 産業廃棄物の処理状況の確認をしてください
現地確認、デジタル技術を活用して確認、インターネットによる公表情報(※)により、処理施設の稼動状況等を確認してください。

※優良業者・焼却施設や最終処分場などの産廃処理施設設置者の場合

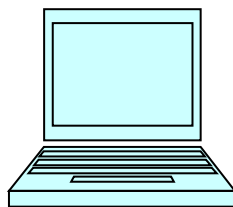
<会計指導課からの注意事項>

府の会計手続きにおいて、収集運搬業者による処分料金も含めた見積りは無効

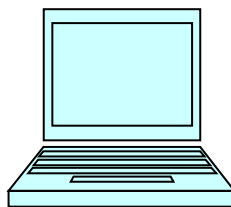
【法 第12条の5】

紙マニフェストと違い、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介して、ネットワークでやり取りできる仕組みです。

排出事業者



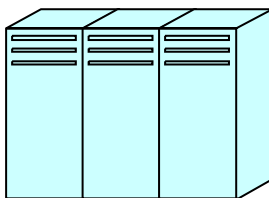
収集運搬業者



処分業者



電子情報の送受信



情報処理センター

電子マニフェストの登録情報を、都道府県等に報告！

「情報処理センター」には、
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが指定。

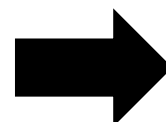
電子マニフェストのメリット

- 情報管理の**透明性**や**合理化**につながる。
- **記載漏れ**が**防止**できる。
- 偽造されにくく、不法投棄等の**不適正処理の防止**につながる。
- **紛失・破棄**のおそれがない（情報処理センターで一括保存）。
- 交付等状況報告書の行政への**報告が不要**になる。
- **事務処理を効率化**できる。

※詳しくは、研修資料4をご覧ください。

電子マニフェストの操作方法（動画）はこちら

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.html>



電子マニフェストの申込み・問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL:0800-800-9023(フリーアクセス 通話料無料)

TEL:03-5807-5915(フリーアクセスが利用できない場合)

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェスト使用の義務化について

令和5年4月

事業者の皆様へ

大 阪 府

～重要なお知らせ～

電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、令和5年4月1日より府が排出事業者となる産業廃棄物処理委託及び府発注の工事について、『電子マニフェスト』*の使用が義務化されました。

* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める『産業廃棄物管理票（マニフェスト）』を電子化したもの

★府が排出する産業廃棄物に関する委託（収集運搬・処分）について、『電子マニフェスト』の使用が義務化されています。



入札参加資格として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するJWNETへの加入が必要です。

★すべての府発注工事における産業廃棄物の処理にあたり、『電子マニフェスト』の使用が義務化されています。



『電子マニフェスト』の使用が確認できなかった受注者へは・・・

- 入札参加停止措置の適用 1月の入札参加停止措置とする
- 工事成績評定の減点 4点減点とする

※予定価格が250万円以下の工事においては、入札参加停止措置の適用のみです。

【法第12条第9・10項、法第12条の2第10・11項】

○対象事業者

産業廃棄物を前年度に年間1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は年間50トン以上）生ずる事業場を設置する事業者

○報告内容

- ・ 「（特別管理）産業廃棄物処理計画書」を作成し、6月30日までに所管行政庁に提出。
- ・ また、翌年度の6月30日までに「（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を提出。



提出された計画書等はインターネットにより公表

5 行政処分・罰則

⇒しおり P.40~43

①改善命令（法第19条の3）

産廃廃棄物処理又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った場合

⇒ ◇当該処理を行った者

②措置命令（法第19条の5）

排出者も対象となる

産業廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合

⇒ ◇当該処分を行った者

◇ 委託基準に違反して委託した者

◇ マニフェスト制度に違反した者

◇ 処分を行った者に当該処分をすることを要求等した者 等

③措置命令（法第19条の6）

排出者も対象となる

②の対象となる事案であって、処分者の資力等からみて、支障の除去等の措置が十分にできない場合に、排出事業者が適正な対価を負担していないとき、不適正処理が行われることを知り又は知ることができたとき、法第12条第7項の規定の趣旨に照らし、支障の除去の措置等をとらせることが適当であるとき

⇒ ◇当該産業廃棄物の排出事業者等

④行政代執行（法第19条の8）

処理状況の確認を行わないなど

6 その他の義務等

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の責務

【法第12条の2第8項】

● 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

⇒ しおり P.3,48,99

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、事業場ごとに、**特別管理産業廃棄物管理責任者**を置く必要があります。

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターは、管理責任者になろうとする者を対象とした講習会を実施しています。

講習会 問合せ先

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

TEL : 06-6943-4016 ホームページ : <http://www.o-sanpai.or.jp/>

● 帳簿の記載と保存

【法第12条の2第14項】

⇒ しおり P.32

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類ごとに運搬・処分に関して、**帳簿**を備え、**5年間保存**しなければなりません。

ただし、運搬・処分を委託した場合の**帳簿の記載は不要**です。

産業廃棄物管理責任者の設置

●産業廃棄物管理責任者の設置（努力義務）【府条例等】

⇒ しおり P.67

建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を含む事業者であって、産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、事業場ごとに**産業廃棄物管理責任者**の設置に努めてください。

産業廃棄物を適正に管理する法的知識を習得できる講習会もあります。

講習会 問合せ先

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

TEL : 06-6943-4016 ホームページ : <http://www.o-sanpai.or.jp/>

7 注意すべき事項

- 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯等）
- 建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者
- 石綿を含む産業廃棄物
- 産業廃棄物と土砂の取扱いについて
- 地下工作物の取扱いについて
- 解体時における残置物の取扱いについて
- 汚泥について
- 専ら物について
- プラスチック資源循環促進法について
- 使用済太陽光パネルのリサイクル事業者情報

水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯等）に対する規制

⇒ しおり P.13,92~94

【概要】

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none">「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
保管	<ul style="list-style-type: none">他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置掲示板の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と表示
収集・運搬	破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量を記載

水銀使用製品産業廃棄物の対象

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

よく排出されるものは赤字のものです。

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池	
2	空気亜鉛電池	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×
4	蛍光灯 [°] （冷陰極蛍光灯 [°] 及び外部電極蛍光灯 [°] を含む。以下同じ。）	×
5	HIDランプ [°] （高輝度放電ランプ [°] ）	×
6	放電ランプ [°] （蛍光灯 [°] 及びHIDランプ [°] を除く）	×
7	農薬	
8	気圧計	
9	湿度計	
10	液柱形圧力計	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×
13	真空計	×
14	ガラス製温度計	
15	水銀充満圧力式温度計	×
16	水銀体温計	
17	水銀式血圧計	
18	温度定点セル	
19	顔料	×
20	ホイラ（二流体サイクルに用いられるもの）	
21	灯台の回転装置	
22	水銀トリム・ヒール調整装置	

23	放電管（水銀が目視で確認できるものに限る。放電ランプ（蛍光灯及びHIDランプを含む。）を除く。）	×
24	水銀抵抗原器	
25	差圧式流量計	
26	傾斜計	
27	水銀圧入法測定装置	
28	周波数標準機	×
29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
30	容積形力計	
31	滴下水銀電極	
32	参照電極	
33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
34	握力計	
35	医薬品	
36	水銀の製剤	
37	塩化第一水銀の製剤	
38	塩化第二水銀の製剤	
39	よう化第二水銀の製剤	
40	硝酸第一水銀の製剤	
41	硝酸第二水銀の製剤	
42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
43	酢酸フェニル水銀の製剤	

注) No.19の顔料は、塗布されるものだけに×印に該当する

◇ 建設廃棄物の処理責任は元請業者にある。

（法第21条の3第1項）

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（略）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負った建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

◇ 発注者は元請業者により建設廃棄物が適正に処理されることを確認することが重要

産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・ガラスくず
- ・がれき類
- 等

石綿含有産業廃棄物

- ・石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）
- ・石膏ボード（ガラスくず）
- ・石綿スレート板（がれき類）
- 等

特別管理産業廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト）

石綿含有産業廃棄物

【施行規則第7条の2の3】

解体工事等で発生する廃棄物のうち、石綿を0.1%を超えて含有しているもの（特別管理産業廃棄物の廃石綿等を除く。）を**石綿含有産業廃棄物**と定義。

○「石綿含有産業廃棄物」は法令上の種類ではなく、「廃プラスチック類」や「がれき」などに石綿が含有している場合を示すもの。

（例：石綿を含むPタイル 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）
石綿を含むスレート板 がれき類（石綿含有産業廃棄物）

○処理方法 ⇒ 溶融処理、無害化处理、埋立処分

破碎・切断等の処理は禁止

○処理委託する際は、

- ・委託契約書やマニフェストに**石綿含有産業廃棄物である旨記載**する。
- ・許可証に**石綿含有産業廃棄物**を含まない旨の記載のある業者に**委託はできない**。

石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等の適正処理

● 石綿含有産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理（一部抜粋）

① **管理体制** 産業廃棄物管理責任者を置くように努める。

② **建設工事現場における保管**

- ・ 周囲に囲いを設け、保管場所であることや保管場所の責任者の連絡先等を掲示。
- ・ 変形又は破断させない、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

③ **処理の委託**

- ・ 廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。（埋立処分又は溶融処理）
- ・ 国の認定を受けた無害化処理施設に委託。
- ・ 委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

● 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）の処理（一部抜粋）

① **管理体制** 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置

② **建設工事現場における保管**

- ・ 周囲に囲いを設け、保管場所であることや保管場所の責任者の連絡先等を掲示。
- ・ 飛散防止措置として、湿潤化させ厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重梱包。

③ **処理の委託**

- ・ 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。（埋立処分又は溶融処理）
- ・ 国の認定を受けた無害化処理施設に委託。

地震災害時に発生する廃石綿等の適正処理について

- 地震災害時には、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体される。
- 被災地域の生活環境への石綿の飛散を防止するためには、地震災害時においても平常時と同様に、石綿飛散防止対策を徹底する必要がある。



地震災害時に発生する廃石綿等が適正処理が図られるようご協力をお願いします。

●災害発生時の応急措置への協力

必要に応じて、建築物の持主等による廃石綿等の飛散・ばく露防止の応急処置の実施（**飛散防止、湿潤化、立入禁止等**）にご協力を。

●石綿を含む廃棄物は区分して適正に保管

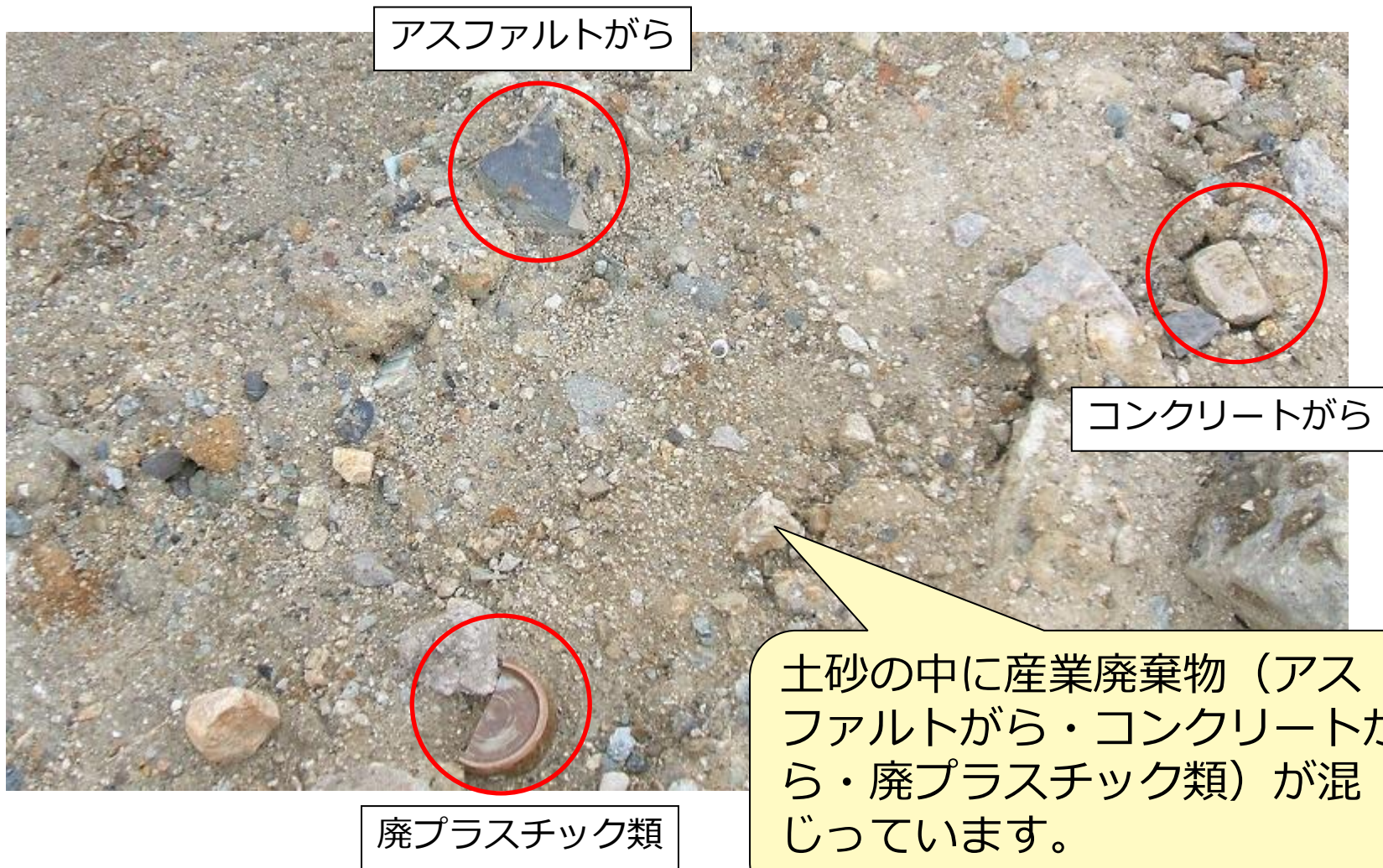
石綿を含む廃棄物と含まない廃棄物
廃石綿等と石綿含有廃棄物

} 区分して適切に保管。

●廃石綿等、石綿含有廃棄物は平常時と同様、適正に処理

地震災害時においても処理基準に従い、原則として平常時と同様に適正に運搬・処分。

(注意すべき事項) 産業廃棄物と土砂の取扱いについて



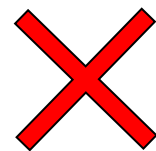
(注意すべき事項) 産業廃棄物と土砂の取扱いについて

盛土や埋め戻しに利用／残土処分場で埋立処理

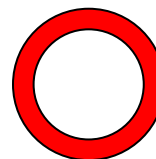
がれき類（コンクリートがら、
アスファルトがら）等の産業廃棄物



産業廃棄物
と土砂の混合物



土 砂



廃棄物として許可
業者へ処理委託

- 産業廃棄物と土砂の混合物は、混合の割合に関わらず、**産業廃棄物として許可業者に処理委託**しなければなりません。
- 土砂は廃棄物でないため、廃棄物処理法の対象外。

(注意すべき事項) 地下工作物の取扱いについて

解体工事において、既存杭を存置することは問題ないか。



以下の全ての条件を満たすとともに、

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

以下ガイドラインの「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月、（一社）日本建設業連合会）

https://www.nikkenren.com/kenchiku/pdf/underground_guidline.pdf

(注意すべき事項) 解体時における残置物の取扱いについて

建築物の解体時、建物内に残存している家具や備品等を解体工事にて発生する産業廃棄物とあわせ、産業廃棄物として処分することは問題ないか。



- 建築物の解体時、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物は解体に伴い生じた廃棄物と異なり、その処理責任は所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。
- 残存物は排出状況及び性状により、一般廃棄物又は産業廃棄物となる。
※一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

(参考)

「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（環境省）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

汚泥について

汚泥とは…

工場排水などの処理後に残る泥状のもので、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など。

（注）油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。

府HP：産業廃棄物排出事業者のためのFAQより

Q 設備やビルのメンテナンスに伴い発生する産業廃棄物は誰が排出事業者になるか？

A (略) メンテナンス業者は、廃水処理設備のメンテナンスに伴い生ずる機器の部品、ランプ類、廃油等の排出事業者となることはできますが、汚泥の排出事業者となることはできません。

メンテナンス、清掃業者は汚泥の排出者にはなれません。

Q 道路側溝の堆積物は産業廃棄物になるか？

A 道路管理者が道路側溝の堆積物を除去し排出する場合は、その性状により判断します。具体的には、道路側溝に堆積した泥状物は、産業廃棄物の汚泥となり、紙、木、草、落葉などは一般廃棄物となります。

※泥状とはとらえられない土砂については、廃棄物処理法の対象外です。

専ら物の扱い

○専ら物といわれるものはどんなもの？

→専ら再生利用の目的となる産業廃棄物

(古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空きびん類、古繊維)

○専ら物を取り扱うのは廃棄物処理法の許可業者？

→専ら物を扱う業者は廃棄物処理法の許可は不要です。

○委託契約書は必要？

→必要です。

(産業廃棄物の処理委託に該当 = 委託基準が適用)

廃棄物処理法が整備される以前から業として行われていたため、例外として許可不要の扱いとなっています。

○マニフェストの交付は必要？

→不要です。ただし…

業務終了時には受託者から委託者への報告が必要 (マニフェストで代用も可)

プラスチック資源循環促進法

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律が

令和4年4月1日から施行



年間250トン以上のプラスチックを排出する多量排出事業者については、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に関する目標を設定し、その達成のための取組を計画的に実施することが求められます。

参考：環境省ホームページ（ <https://plastic-circulation.env.go.jp/> ）

使用済太陽光パネルのリサイクル事業者情報

太陽光発電設備については、これまでに導入された発電設備が既に使用済となって排出され始めており、排出量が今後、加速度的に増加することが想定される中、リサイクルを適切に実施する必要があります。

そこで、使用済太陽光パネルのリサイクルを行う産業廃棄物処分業者の情報をご紹介します。発電事業者や排出事業者におかれましては、本事業者情報も参考に、処理されるようお願いします。

事業者名（事業場名）	処理施設の所在地	URL
株式会社浜田（京都PVリサイクルセンター）	京都府八幡市下奈良小宮4-2	https://www.kkhamada.com/business/industrial/enjoy.html

ご紹介する事業者は、大阪府及び府内の廃棄物処理法政令市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）が実施したアンケート調査に回答のあった、下記条件を全て満たす業者です。

記

- 1 大阪府又は府内の廃棄物処理法政令市から優良産廃処理業者認定制度における認定を受けていること
- 2 「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の産業廃棄物を処分する許可を有すること
- 3 「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、廃太陽光パネルに特化した処理を行っていることと回答していること
- 4 府HP等への掲載に同意していること

上記の条件を全て満たす事業者で、本ウェブサイトへの掲載を希望される事業者は、【問合せ】までご連絡ください。

【問合せ】

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

電話番号 06-6941-0351 内線(3824)

府HPより

問い合わせ先

- ▶ 大阪市に事業場がある場合
大阪市 環境局 環境管理部
環境管理課 産業廃棄物規制グループ
(電話) 06-6630-3284
- ▶ 堺市に事業場がある場合
堺市 環境局 環境保全部 環境対策課
(電話) 072-228-7476
- ▶ 豊中市に事業場がある場合
豊中市 環境部 環境指導課
(電話) 06-6858-3070
- ▶ 吹田市に事業場がある場合
吹田市 環境部 環境保全指導課
産業廃棄物指導グループ
(電話) 06-6384-1799
- ▶ 高槻市に事業場がある場合
高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課
(電話) 072-669-1886

- ▶ 枚方市に事業場がある場合
枚方市 環境部 環境指導課
(電話) 050-7102-6014
- ▶ 八尾市に事業場がある場合
八尾市 環境部 循環型社会推進課
(電話) 072-924-3772
- ▶ 寝屋川市に事業場がある場合
寝屋川市 環境部 環境保全課
(電話) 072-824-1021
- ▶ 東大阪市に事業場がある場合
東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課
(電話) 06-4309-3207
- ▶ 堺市を除く泉州地域に事業所がある場合
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
(電話) 072-437-2530

- ▶ 上記以外の大阪府域に事業所がある場合
大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物課 排出者指導グループ
(直通) 06-6210-9570

ありがとうございました。

大阪府のホームページ

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり
(産業廃棄物・排出事業者向け)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshohido/report/shiryo.html#shiori>

- よくあるお問合せ(FAQ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/gomi3R/sangyou/FAQ/index.html>